

令和6年度ごみ集積場計画修繕仕様書

1 目的

経年劣化等でブロックや土間のひび割れ、鉄筋の腐食、塀・門柱の傾き等で強度が低下しているごみ集積場の修繕を行う。

2 履行場所（市内ごみ集積場5か所）

	ごみ集積場番号	所在地
1	31	高槻市川西町3-12
2	41	高槻市川西町3-11（さざんか児童遊園）
3	49	高槻市日吉台六番町8-15
4	72	高槻市柱本新町2
5	109	高槻市南庄所町15-11

※ごみ集積場の位置は別紙「ごみ集積場位置図」のとおり。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月7日まで

4 修繕内容

各ごみ集積場に共通する修繕内容については、別紙「標準図」のとおりとし、各ごみ集積場の個別の修繕内容については、別紙「図面・特記仕様書」に記載されているとおりとする。

5 修繕に関する共通項目

- （1）自治会所有の掲示板や消火器等がごみ集積場に固定されている場合は、取り外し発注者を通じて自治会へ返却するものとする。ただし別途「図面・特記仕様書」にて処分することとされているものについては、受注者の責任において適正に処理すること。
- （2）既設の境界プレート及び道界プレートについては、既設のまま取り外すことがないよう留意すること。

6 安全管理

- (1) 受注者は、修繕の施工にあたり、道路管理者及び警察署長の交通制限に係る指示に従い交通の安全確保を図ること。
- (2) 修繕場所における安全を確保するため、適切な安全柵を設置する等事故防止対策を講じること。
- (3) 資格を必要とする掘削機械、運搬機械、クレーン車等を使用する場合は、必ず有資格者にて取り扱いをすること。
- (4) 交通誘導員を配置し、第三者の安全管理を徹底すること。
- (5) 修繕場所の近隣に住宅等があることを考慮し、隣接する植栽や駐車場、車両、建物等を損傷しないよう作業には十分注意すること。修繕の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者の負担において賠償するものとする。
- (6) 破片・粉塵の発生が想定されるブロックの破砕・解体等を行う場合は、近隣住民や歩行者等の安全確保に十分注意すること。
- (7) 修繕場所周辺への破片・粉塵・土・泥等の飛散防止に努めること。
- (8) 修繕にあたっての重機等の使用については発注者と協議のうえで行うものとする。
- (9) 安全柵の設置等と合わせ、カラーコーン・バー等を用いて、修繕場所にみだりに人が立ち入ることの無いように処置すること。

7 修繕工程及び施工時間

- (1) 修繕の施工前に発注者と事前に協議のうえ、工程等を通知して行うこと。
- (2) 本修繕は、平日昼間の施工を基本とする。
- (3) 受注者は、土・日・祝日に修繕を行う場合は、事前に発注者と協議し承認を得なければならない。
- (4) 近隣に学校及び幼稚園等の施設がある場合は、通学時間帯を十分考慮し、作業を行うこと。また、修繕車両の通行についても同様とすること。

8 市民対応等

- (1) 地域住民等からの施工に関する苦情、要望に対し、終始誠意をもって解決にあたらなければならない。

9 使用材料

- (1) 本修繕で使用する建設材料については、アスベスト含有材料を使用せず、ノンアスベスト材料を使用すること。
- (2) 本修繕に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては、55%以下とする。

10 環境への配慮及び廃棄物の処理

- (1) 可能な限り騒音・振動等が少なくなるような建設資材を使用し、環境負荷低減に努めること。
- (2) 修繕に伴い発生した廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令を遵守し、受注者が自らの責任において適正に処理すること。
- (3) 撤去したブロック塀の残塊は作業現場には残置せず、作業終了後、即日撤去すること。
- (4) 修繕施工後、施工場所の跡片付け及び清掃を行うこと。

11 工期及び検査

- (1) 受注者は、工期内に手直しも含め完成検査を合格させなければならない。
- (2) 修繕が完了したごみ集積場については、履行場所ごとに発注者に通知のうえ完成検査を受けること。また、修繕完了後、別紙「修繕完了報告書」に工程写真（修繕前、修繕中、修繕後）を添付して発注者へ報告すること。
- (3) 完成検査において指摘された個所については、工期内に手直ししなければならない。
- (4) 中間検査を行う場合がある。

12 その他

- (1) 受注者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、その他関係法令を遵守するとともに、これらの法令上の一切の責任を負い、かつ責任をもって労務管理を行うものとする。
- (2) 本仕様及び契約書に定めのない事項又は本仕様及び契約書に疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。